

## 令和7年度社会福祉法人指導監査結果概要

社会福祉法人指導監査の実施にあたっては、令和4年3月に一部改正された「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施した。

令和7年度に社会福祉法人に対して実施した指導監査の結果概要については、以下のとおりである。

### 【指導監査を実施した法人数】

（括弧書きは令和6年度実績）

対象法人内訳	実施	左のうち 文書指摘あり	継続監査が 必要な法人
A. 指導監査実施法人（3年周期）	16 (27)	8 (5)	0 (0)
B. 前年度指導監査で文書指摘等があり、継続して状況確認が必要と判断した法人	4 (6)	3 (6)	3 (4)
C. 設立されてから3年以内の法人	1 (1)	1 (0)	1 (0)
D. 現況報告書の内容や法人への状況確認等から計画外での実地監査が必要と判断した法人	0 (0)	— (—)	— (—)
計	21 (34)	12 (11)	4 (4)

### 【文書指摘事項の件数】

（括弧書きは令和6年度実績）

指導監査実施法人	文書指摘事項件数	文書指摘事項なしの法人
全体：21法人（34法人）	12法人・29件（11法人・24件）	9法人（23法人）
内訳B：4法人（6法人）	3法人・14件（6法人・16件）	1法人（0法人）

【計画外で監査を実施した法人】 令和7年度 無

参考：過年度実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1.計画外で監査を実施した法人数	1	1	2	0	0
2. 1.の内、特別監査を行った法人数	1	1	1	0	0
3.改善勧告の件数	0	0	0	0	0

【ガイドラインに基づき区分した主な文書指摘事項】

I 法人運営について

- ・ 評議員会を連続して欠席している評議員がいるため、人選や日程調整など出席できるようにすること。
- ・ 評議員の選任にあたっては、評議員選任解任委員会を開催するなど、法令または定款に定められた方法により適切に行うこと。
- ・ 速やかに評議員会及び理事会を開催し、役員を選定と理事長の選任及び登記を行うこと。
- ・ 役員選任にあたっては、議案等により資格要件を満たしていることが分かるように選任議案等を作成し、法に規定されている適切な手続きに基づき選任すること。
- ・ 理事会の決議に特別の利害関係を有する理事がいないことを確認し、記録に残すこと。

(等 総計 16 件)

II 事業について 無

III 管理について

- ・ 会計責任者、出納職員、契約職員に対し、辞令を交付すること。
- ・ 計算書類、付属明細書は会計基準に従い、適切な計算書類等を作成できる体制を構築し、令和7年度計算書類等は適切なものを作成すること。
- ・ 蒲郡市からの少額資金貸付金用の預り金は長期運転資金借入ではなく、預り金で計上すること。
- ・ 資産の総額にかかる金額を誤って登記していたため、修正の有無など法務局に確認し適切に対応すること。

(等 総計 13 件)